

「ご注文の観音様をお届けします」と突然電話が来た



注文していないので不審

「注文はしていないと反論したが、『忘れたんでしょ』と言われてしまった。届いたらどうすればよいか」と、相談が入りました。

注文をしていないのであれば**契約は成立していません**。受取拒否をするか、受け取った場合は使用・処分せずに**14日間保管**すると、事業者は商品の返還を求めることはできず、自由に処分できると助言しました。

トラブルの相談は早めに消費者ホットライン(☎188)へ